

# 日本大学歯学部附属歯科病院院内感染対策指針

平成19年 5月14日制定  
平成19年 6月 1日施行  
平成23年10月 3日改正  
平成23年 4月 1日施行  
平成26年 3月24日改正  
平成26年 4月 1日施行  
平成28年 5月27日改正  
平成28年 4月 1日施行  
令和 2年 3月17日改正  
令和 2年 4月 1日施行

## 1. 院内感染対策指針の目的

院内感染の予防・再発防止策及び感染事例発生時の適切な対応など本院における院内感染対策体制を確立し、院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

## 2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

本院の院内感染対策は、感染症の患者と一般の患者とが同時に存在していることを前提に、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処し、診療にあたる。

## 3. 院内感染予防対策委員会の設置

- (1) 本院の感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるため、「院内感染予防対策委員会」を設置する。本委員会は、病院長、病院事務長、医療安全管理者、歯科医師・医師（各部門から）、看護師、歯科衛生士、臨床検査技師、薬剤師、診療放射線技師、歯科技工士、管理栄養士、管理課職員ならびにその他病院長が指名した者で構成する。
- (2) 本委員会は、毎月1回開催し、感染に対する対策事案解決のための方策を策定する。必要と認めるときは、委員以外の会議への出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求める。（必要な場合、委員長は臨時委員会を開催する）
- (3) 本委員会は、以下の内容について協議、推進する。
  - ① 院内感染対策マニュアルの作成・見直し
  - ② 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
  - ③ 院内感染発生時の速やかな原因究明、改善策立案、実施
  - ④ 院外関連機関からの情報収集ならびに連携、職員への周知
  - ⑤ 職員研修の企画
  - ⑥ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
- (4) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (5) 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- (6) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は7日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。

- ① 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有

者及び新感染症にかかっていると疑われる者

- ② 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

#### 4. 院内感染対策に関する職員研修

- (1) 委員会は、研修会・講習会を立案、年2回以上開催する。
- (2) 研修会・講習会は院内感染に関する教育と実習とを目的とする。
- (3) 基本的には全職員を対象とし、必要に応じて各部署代表を対象とするもの、特定の部署を対象とするものとする。
- (4) さらに、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者を支援する。
- (5) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

#### 5. 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、感染対策に常に努める。

#### 6. 院内感染の予防

- (1) 多剤耐性菌等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を月1回作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染予防対策委員会で再確認等して活用する。
- (2) 病院内外の感染情報を広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する。
- (3) 院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

#### 7. 感染症発生時の報告と対応

- (1) 院内感染が発生した場合には、職員は、「院内感染対策マニュアル」に則り対応し、発生部署責任者が院内感染予防対策委員長に報告する。委員長は内容によって緊急委員会を設置し、二次感染の予防、治療方針に関する指示をする。
- (2) また、医療に関する法律に規定される届出は、管理課が行う。
- (3) 院内感染が発生した事例については、事例を発生させた原因を速やかに究明し改善する。

#### 8. 患者への情報提供と説明

- (1) 職員は患者との情報の共有に努め、患者およびその家族から本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。（照会には管理課が対応）
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

#### 9. その他の医療機関内における院内感染対策の推進

- (1) 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内感染対策相談窓口（厚生労働省委託事業）にFAX（03-3812-6180）で質問を行い、適切な助言を得る。また、昨年の質問と回答が同学会ホームページに掲載されているので、活用する。

<http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html>

- (2) その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。

以上